

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,017 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		
			要介護2 (1,081 単位)							
			要介護3 (1,145 単位)							
			要介護4 (1,209 単位)							
			要介護5 (1,273 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,122 単位)							
			要介護2 (1,187 単位)							
			要介護3 (1,250 単位)							
			要介護4 (1,315 単位)							
			要介護5 (1,378 単位)							
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (962 単位)						
			要介護2 (1,029 単位)							
			要介護3 (1,097 単位)							
			要介護4 (1,164 単位)							
			要介護5 (1,230 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,068 単位)							
			要介護2 (1,135 単位)							
			要介護3 (1,201 単位)							
			要介護4 (1,270 単位)							
			要介護5 (1,336 単位)							
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,040 単位)								
		要介護2 (1,105 単位)								
		要介護3 (1,171 単位)								
		要介護4 (1,236 単位)								
		要介護5 (1,300 単位)								
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (934 単位)								
		要介護2 (1,000 単位)								
		要介護3 (1,065 単位)								
		要介護4 (1,130 単位)								
		要介護5 (1,195 単位)								
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,040 単位)								
		要介護2 (1,105 単位)								
		要介護3 (1,171 単位)								
		要介護4 (1,236 単位)								
		要介護5 (1,300 単位)								
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (919 単位)								
		要介護2 (983 単位)								
		要介護3 (1,047 単位)								
		要介護4 (1,111 単位)								
		要介護5 (1,175 単位)								
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,024 単位)								
		要介護2 (1,089 単位)								
		要介護3 (1,152 単位)								
		要介護4 (1,217 単位)								
		要介護5 (1,280 単位)								
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (860 単位)								
		要介護2 (924 単位)								
		要介護3 (988 単位)								
		要介護4 (1,052 単位)								
		要介護5 (1,116 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (966 単位)								
		要介護2 (1,029 単位)								
		要介護3 (1,094 単位)								
		要介護4 (1,158 単位)								
		要介護5 (1,221 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (767 単位)								
		要介護2 (830 単位)								
		要介護3 (895 単位)								
		要介護4 (959 単位)								
		要介護5 (1,023 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位)							
			要介護2 (1,207 単位)							
			要介護3 (1,271 単位)							
			要介護4 (1,335 単位)							
			要介護5 (1,399 単位)							
	b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型準個室>	要介護1 (1,143 単位)								
		要介護2 (1,207 単位)								
		要介護3 (1,271 単位)								
		要介護4 (1,335 単位)								
		要介護5 (1,399 単位)								
一般病棟	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位)								
		要介護2 (1,155 単位)								
		要介護3 (1,223 単位)								
		要介護4 (1,290 単位)								
		要介護5 (1,356 単位)								
	b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型準個室>	要介護1 (1,088 単位)								
		要介護2 (1,155 単位)								
		要介護3 (1,223 単位)								
		要介護4 (1,290 単位)								
		要介護5 (1,356 単位)								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)								
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(二)の90/100)									
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の80/100)									

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目